

学会賞授与規程

日本木材学会賞授与規程

本会会則第2条第6項の規程に基づき、授賞に関して次のように定める。

1. 本会に「日本木材学会賞」(以下「学会賞」という。)を設ける。
2. 学会賞は、林産物に関する学術の進歩に寄与する研究を実施しつつある会員に授与する。
3. その研究業績は、過去3年間に、原則として本会会誌に発表されたものを含まなければならない。
4. 毎年2名以内の受賞者を選び、賞状並びに記念品を贈る。
5. 授賞のための推薦委員会、選考委員会及び審査委員会を設ける。
6. 会員は、受賞に値すると思われる者を、推薦委員会に申し出ることができる。推薦委員会は、推薦事項をとりまとめて、会長に報告する。
7. 会長は、推薦委員会の報告に基づき、選考委員会に受賞候補者の選考を委嘱する。選考委員会は、被推薦者の中から、授賞に最も適当と考えられる者4名以内を候補者として選び、その各々に選考理由を付して会長に報告する。
8. 会長は、選考委員会の報告内容をあらかじめ審査委員に知らせ、審査を依頼したのち審査委員会を開き、委員の無記名直接投票によって受賞者2名以内を決定する。委員がやむを得ない理由で審査委員会に出席できない場合は、書面による投票を行うことができる。
9. 推薦委員会は、本会評議員及び理事で構成する。委員長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
10. 選考委員会の委員長並びに委員は、理事会で決定し、会長が委嘱する。ただし、受賞候補者として推薦された者は、委員長又は委員となることはできない。委員長又は委員の変更を要する場合、会長は常任委員会にはかり、他の適任者に委嘱することができる。委員長並びに委員の任期は、1年とし、重任を妨げない。
11. 審査委員会は、本会理事、監事及び参事で構成する。審査委員のうち受賞候補者となった者は、委員となることはできない。委員長は、会長が兼ねる。
12. 会長は、大会などの機会に受賞者を表彰するほか、通常総会、学会誌上等で授賞内容を報告する。
13. 賞に要する費用は、本会の経費及び寄付金をもって充てる。
14. この規程の実施に関する内規は、別に定める。

附 則

この規程は、1993年4月6日より実施する。

日本木材学会奨励賞授与規程

本会会則第2条第6項の規程に基づき、授賞に関して次のように定める。

1. 本会に「日本木材学会奨励賞」(以下「奨励賞」)を設ける。
2. 奨励賞は、本学会員である少壮の研究者を対象として、木材学会誌または Journal of Wood Science に掲載された優秀な論文(単一の論文又は一連の論文)の筆頭著者に、研究奨励の目的で授与する。
3. 毎年2名以内の受賞者を選び、賞状並びに記念品を贈る。
4. 授賞のための推薦委員会、選考委員会及び審査委員会を設ける。
5. 会員は、受賞に値すると思われる論文の著者を、推薦委員会に申し出ることができる。推薦委員会は、推薦事項をとりまとめて、会長に報告する。
6. 会長は、推薦委員会の報告に基づき、選考委員会に受賞候補者の選考を委嘱する。選考委員会は、被推薦者の中から、授賞に最も適当と考えられる者4名以内を候補者として選び、その各々に選考理由を付して会長に報告する。
7. 会長は、選考委員会の報告内容をあらかじめ審査委員に知らせ、審査を依頼したのち審査委員会を開き、委員の無記名直接投票によって、受賞者2名以内を決定する。委員がやむを得ない理由で委員会に出席できない場合は、書面による投票を行うことができる。
8. 推薦委員会は、本会評議員及び理事で構成する。委員長は理事会の議を経て会長が委嘱する。
9. 選考委員会の委員長並びに委員は、理事会で決定し、会長が委嘱する。ただし、対象論文の著者は、原則として委員長又は委員となることはできない。委員長又は委員の変更を要する場合、会長は、常任委員会にはかり、他の適任者に委嘱することができる。委員長並びに委員の任期は、1年とし、重任を妨げない。
10. 審査委員会は、本会理事、監事及び参事で構成する。審査委員のうち受賞候補者となった者は、委員となることはできない。委員長は、会長が兼ねる。
11. 会長は、大会などの機会に受賞者を表彰するほか、通常総会、学会誌上等で授賞内容を報告する。
12. 賞に要する費用は、本会の経費及び寄付金をもって充てる。
13. この規程の実施に関する内規は、別に定める。

附 則

この規程は、1993年4月6日より実施する。

日本木材学会地域学術振興賞授与規程

本会会則第2条第6項の規程に基づき、授賞に関して次のように定める。

1. 本会に「日本木材学会地域学術振興賞」(以下「振興賞」という。)を設ける。
2. 振興賞は、特定の地域において、木材学に関する学術の発展と研究成果の普及に貢献した正会員個人に、その業績を称える目的で授与する。
3. 毎年3名以内の受賞者を選び、賞状並びに記念品を贈る。
4. 授賞のための推薦委員会、選考委員会及び審査委員会を設ける。
5. 推薦委員会は、本会評議員及び理事で構成する。委員長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
6. 選考委員会は、評議員で構成する。委員会は、理事会で決定し、会長が委嘱する。ただし、受賞候補者として推薦された者は、委員長又は委員となることはできない。委員長並びに委員の任期は、1年とし、重任を妨げない。
7. 審査委員会は、本会理事、監事及び参事で構成する。審査委員のうち受賞候補者となった者は、委員となることはできない。委員長は、会長が兼ねる。
8. 会員は受賞に値すると思われる個人を、推薦委員会に申し出ることができる。推薦委員会は、推薦事項をとりまとめ、会長に報告する。
9. 会長は、推薦委員会の報告に基づき、選考委員会に受賞候補者の選考を委嘱する。選考委員会は、被推薦者の中から、受賞に最も適当と考えられる者6名以内を候補者として選び、会長に報告する。
10. 会長は、選考委員会の報告内容をあらかじめ審査委員に知らせ、審査を依頼したのち審査委員会を開き、委員の無記名直接投票によって、受賞者3名以内を決定する。委員がやむを得ない理由で委員会に出席できない場合は、書面による投票を行うことができる。
11. 会長は、大会などの機会に受賞者を表彰するほか、通常総会、学会誌上等で受賞内容を報告する。
12. 賞に要する費用は、本会の経費及び寄付金をもって充てる。
13. この規程の実施に関する内規は、別に定める。

附 則

この規程は1995年1月28日より実施する。

日本木材学会技術賞授与規程

本会会則第2条第6項の規程に基づき、授賞に関して次のように定める。

1. 本会に「日本木材学会技術賞」(以下技術賞という。)を設ける。
2. 技術賞は、木材関連の技術の進歩発展に特に貢献した本会会員に授与する。
3. その業績は、原則として、過去3年間に、本会年次大会、支部大会又は本会会誌に発表されたものを含まなければならない。
4. 毎年2件以内の受賞者を選び、賞状並びに記念品を贈る。受賞者数は、1件につき、原則として3名以内とする。本賞を授与すべき適当な受賞者がいないときは、その年は授賞しない。
5. 授賞のための推薦委員会、選考委員会及び審査委員会を設ける。
6. 会員は、受賞に値すると思われる者を、推薦委員会に申し出ることができる。推薦委員会は、推薦事項をとりまとめ、会長に報告する。
7. 会長は、推薦委員会の報告に基づき、選考委員会に受賞候補者の選考を委嘱する。選考委員会は、被推薦者の中から、授賞に最も適当と考えられる4件以内を候補者として選び、その各々に選考理由を付けて会長に報告する。
8. 会長は、選考委員会の報告内容をあらかじめ審査委員に知らせ、審査を依頼したのち審査委員会を開き、委員の無記名直接投票によって受賞者2件以内を決定する。委員がやむを得ない理由で審査委員会に出席できない場合は、書面による投票を行うことができる。
9. 推薦委員会は、本会評議員及び理事で構成する。委員長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
10. 選考委員会の委員長並びに委員は、理事会で決定し、会長が委嘱する。ただし、受賞候補者として推薦された者は、委員長又は委員となることはできない。委員長又は委員の変更を要する場合、会長は常任委員会にはかり、他の適任者に委嘱することができる。委員長並びに委員の任期は、1年とし、重任を妨げない。
11. 審査委員会は、本会理事、監事及び参事で構成する。審査委員のうち受賞候補者となった者は、委員となることはできない。委員長は、会長を兼ねる。
12. 会長は、大会などの機会に受賞者を表彰するほか、通常総会、本会会誌上等で受賞内容を報告する。
13. 賞に要する費用は、本会の経費及び寄付金をもって充てる。
14. この規定の実施に関する内規は、別に定める。

附 則

この規定は、1999年4月1日より実施する。